基準とした時刻系として定義していること。

b)　UTCの定義の変更は第1.14号、第2.5号、第2.6号及び他の条項に重大な影響を生じる可能性があること。

以下をWRC-15に要請することを決議し、

UTCの変更又は他の方法により、連続的な参照時刻系の実現可能性について検討し、ITU-Rにおける研究を考慮して適切な措置を執ること。

以下をITU-Rに要請し、

1　無線通信システムの普及のため、連続的な参照時刻系の実現可能性に関する必要な研究を行うこと。

2　連続的な参照時刻系の実現に関して考えられる課題（技術的及び運用上の要素を含む。）を研究すること。

以下を主管庁に要請し、

ITU-Rに寄与文書を提出することにより研究に参加すること。

以下を無線通信局長に指示し、

この決議に対するITU-Tの注意を喚起すること。

以下を事務総局長に指示する。

この決議に対するIMO、ICAO、CGPM、CCTF、BIPM、IERS、IUGG、URSI、ISO、WMO及びIAU等の関連機関の注意を喚起すること。

追　　決議第654（WRC-12）SRRを可能にするための無線標定業務への77.5-78GHzの周波数帯の分配

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　SRRのようなITSへのICTの適用は、道路交通安全の改善に大きく寄与するであろうこと。

b)　SRRのようなITSの要素へのスペクトルの利用は、散漫運転を含む道路交通安全、輸送効率及び環境品質の改善に寄与するであろうこと。

c)　ITU-Rが、近距離車載レーダーを研究してきたこと。

d)　SRR技術へ大規模な投資をする自信を自動車業界及び部品業界に持ってもらうために、周波数分配の世界的な共通性は、周波数の効率的使用及び規模の経済の観点から有益であろうこと。

e)　76-77.5GHzの周波数帯及び78-81GHzの周波数帯は、３つの地域全てで既に無線標定業務に一次的基礎で分配されていること。

f)　76-77GHzの周波数帯は多くの国で長距離車載レーダーに指定されており、また共用のための研究によれば、近距離と長距離の車載レーダーの共用は難しいと結論付けられているので、77-81GHzの周波数帯がSRRには最適と考えられること。

g)　77-81GHzの周波数帯は世界中の多くの国で既にSRRに指定されていること。

h)　77.5-78GHzの周波数帯はアマチュア業務とアマチュア衛星業務に一次的基礎で分配されていること、またRASとSRS（宇宙から地球）に二次的基礎で分配されていること。

i)　車載SRRの集合効果を考慮する必要があること。

j)　76-77.5GHz周波数帯及び79-81GHz周波数帯がRASに一次的基礎で分配されていること、また、77.5-79GHz周波数帯がRASに二次的基礎で分配されていること。

k)　76-77.5GHz帯及び78-81GHz帯がアマチュア業務、アマチュア衛星業務及び宇宙研究業務（宇宙から地球）に二次的基礎で分配されていること。

l)　RASとの共用は幾つかの国で研究されており、電波天文局の近傍で運用するSRRはこれらの局に混信を与えるかもしれないと結論されていること、しかし、77-81GHzの周波数帯におけるSRRと電波天文業務の共存を可能にする規制的措置を執ることは可能であり、これはSRRの電波天文局方向へ送信するSRR機器の集合効果に依存すること。

m)　ITU-R決議第54-1が、SRDの調和を実現するための研究を行うよう要請していること。

以下を認め、

ICT及び道路交通安全の向上におけるITUの役割に関するITU理事会決議第1318（2010年理事会）

以下に留意し、

a)　ITSの指針と目標に関するITU-R勧告M.1890が、ITS無線通信システムのための一般的な指針を示しており、それにはSRRも含まれること。

b)　ITU-R勧告M.1452が、ミリ波車載レーダー装置の利用とITSのデータ通信用ミリ波無線通信システムの技術的特性とに関する指針を与えていること。

c)　車載SRRは道路交通安全に大きく寄与すると期待されるものの、このようなアプリケーションは第1.59号で安全業務と定義されておらず、また第4.10号の対象ともなっていないこと。

以下をWRC-15に要請することを決議し、

ITU-Rの研究結果を考慮しつつ、77.5-78GHzの周波数帯で無線標定業務に一次的基礎で分配することを検討すること。

以下をITU-Rに要請し、

緊急課題として、かつWRC-15に間に合うように、以下を含む技術上、運用上及び規制上の適切な検討を行うこと。

ⅰ）　現存の業務と現在の帯域の使用法を考慮しつつ、77.5-78GHzの周波数帯における無線標定業務への一次的基礎で分配を検討するための共用研究と規制上の方策

ⅱ）　77.5-78GHzの周波数帯における、隣接の76-77.5GHzの周波数帯及び78-81GHzの周波数帯で運用される業務との両立性研究

ⅲ）　世界的又は地域的な調和により便益を受けるであろうITSの安全関連アプリケーションのスペクトル需要、運用特性及び評価

以下を主管庁に要請し、

本件に関わるITU-Rの研究に積極的に寄与すること。

以下を事務総局長に指示する。

本決議に対するISO及びITUのITS通信標準に関する協調活動を含む、関連する国際及び地域機関の注意を喚起すること。

改　　決議第673（WRC-12、改）　地球観測無線通信アプリケーションの重要性

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、